

三重県立看護大学大学案内制作業務委託 企画提案コンペ実施要領

（目的）

第1条 この要領は、三重県立看護大学大学案内の制作業務を委託する者の決定にあたり、企画提案コンペ方式により決定するための必要な事項について、三重県立看護大学調査委託企画提案コンペ取扱指針に基づき定めるものである。

（コンペ参加業者の選定）

第2条 この三重県立看護大学大学案内制作業務委託企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）に参加を求める業者は、三重県立看護大学ホームページに登載及び学内（管理棟玄関）に掲出して公告により募る。

（コンペ参加仕様書）

第3条 参加業者に対するコンペの仕様については、別紙1（三重県立看護大学大学案内制作業務委託企画提案コンペ参加仕様書）のとおりとする。

（選定業務）

第4条 選定にかかる業務は、別紙2（三重県立看護大学大学案内制作業務委託企画提案コンペ選定要領）に基づき以下に定める三重県立看護大学大学案内制作業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

（選定委員会の組織運営）

第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- （1）委員定数は、5名とする。
 - （2）委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
 - （3）委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
 - （4）委員長は、委員会を統括する。
 - （5）副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - （6）委員会は委員長が招集するが、委員長及び副委員長が出席できない場合は、会議の冒頭に委員が諮りその回のみ臨時委員長を互選するものとする。
 - （7）委員会は、定数の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 2 委員については、別紙3（選定委員会委員名簿）のとおりとする。

（コンペ日程）

第6条 コンペ日程については、別紙4（実施日程）のとおりとする。

（庶務）

第7条 コンペの実施にかかる庶務は、三重県立看護大学事務局総務課が行う。